



今月は「知的障害」

「知的障害」とは

先天的または発達期（おおむね18歳まで）に生じた知的な発達の遅れにより、他人とのコミュニケーションや日常生活に困難が生じる障害です。

障害の現われ方は個人差があります。重度障害の場合は常に同伴者と行動する方もいますが、障害を感じさせない方もいます。

こんなことに困っています

次のような症状がある方は、周りから誤解や偏見を受けることがあります。例えば――

- 複雑な会話や抽象的な概念が理解しにくい。
- 人に尋ねたり、自分の意見を言ったりするのが苦手。
- 漢字の読み書きや計算が苦手。
- ひとつの行動に固執したり、同じ質問を繰り返したりする。

こんな配慮をお願いします

○笑顔でゆっくりと簡単な言葉で話しかけましょう。

コミュニケーションがうまく取れないことがあります。イラストや写真などを用いると理解しやすくなります。本人を尊重するよう、幼児扱いせず、顔をよく見て話をしましょう。

○必要に応じて質問しながら、相手の状況や気持ちを確認しましょう。

複雑な会話が難しい場合は、「はい」「いいえ」で答えられるように質問すると答えやすいです。相手の様子にあわせて、話をよく聞きましょう。

○パニックになったら、落ち着ける場所へ誘導しましょう。

危険を伴う場合は、危険な場所や物から遠ざけることが必要です。誘導後は、落ち着くまで見守りましょう。

知的障害のある方の症状は軽度から重度までさまざまです。障害のある方の目線で接するようにしましょう。

【広島県内の支援団体】

一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会
(広島市西区打越町17・27)

082・537・1773

平成28年度

庄原市奨学生を募集します

教育総務課総務係 0824・73・1182

市は、高校・大学・専門学校などに在学、進学する生徒や学生を対象に、奨学金制度を設けています。平成28年度の奨学生を次のとおり募集します。

庄原市奨学金(貸付)制度

【受付期間】

2月16日(火)～4月15日(金) (郵送の場合は受付期間内必着)

教育総務課または各支所教育室へ提出してください。

【応募資格】

- ◆ 父母（父母がいない場合は、父母に代わって家計を支えている方）などが、1年以上市内に住所があること。
- ◆ 高等学校などに在学していること。
- ◆ 学習に意欲を持つと認められること。
- ◆ 経済的理由で修学が困難であると認められること。(所得制限あり)
- ◆ 国・地方公共団体などが行っている奨学金を受けていないこと。
- ◆ 父母などが市税を完納していること。

【提出書類】

- ◆ 庄原市奨学金貸付申請書*
- ◆ 誓約書*

- ◆ 父母などの住民票の写し
- ◆ 父母などの直近の市・県民税課税台帳記載事項証明書(平成26年分)
- ◆ 入学を証明する書類(在学証明書)
- ◆ そのほか教育委員会が必要と認める書類

*の書類は、教育総務課または各支所教育室で配布しています。

【貸付月額】

区分		自宅通学	自宅外通学
高等学校(専修課程)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	20,000円	25,000円
大学	国公立	30,000円	35,000円
	私立	41,000円	48,000円
短期大学(専修課程)	国公立	30,000円	35,000円
	私立	40,000円	45,000円
高等専門学校(各種)	国公立	20,000円	25,000円
	私立	30,000円	35,000円

【返還免除制度】

本市出身者のUターン促進と市内定住促進のため、一定期間以上の市内継続居住者に対する返還免除制度を設けています。